

市川市立第三中学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は市川市立第三中学校 P T A という。
- 第 2 条 本会の事務所を市川市立第三中学校内におく。
- 第 3 条 本会は保護者と教職員の密接な協力によって家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。
1. 教育懇談会、講習会、講演会等を通してよい保護者よい教員となるよう努める。
 2. 家庭と学校との密接な連絡によって生徒の生活環境をよくするとともに生徒の望ましい資質の向上に努める。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員資格を有する者は、本校在籍生徒の保護者またはこれに代わる者、及び本校に勤務する教職員とする。
2. 会員有資格者は、本会に任意に入退会ができる。
 3. 本会の会員は市、県、全国の P T A 連絡協議会の会員となる。
- 第 6 条 前条のほかに学区内に居住し特に教育に関心をもち本会の趣旨に賛同するものを賛助会員とすることができる。賛助会員は運営委員会が決定し必要に応じ本会の諮問に応ずる。

第 3 章 本部役員

- 第 7 条 本会に次の本部役員をおく。
- 会長 1 名、副会長 3 名、会計 3 名（内 1 名は教職員）、会計監査 3 名（内 1 名は教職員）、書記 2 名。但し、状況に応じて人数は増減する。また校長、教頭、教務主任、生徒指導主任は本部役員とする。
- 第 8 条 本部役員（校長ならびに教職員以外）は総会において決定する。
2. 本部役員の選考は、選考委員が行う。
 3. 選考委員については細則で定める。
- 第 9 条 本部役員の任期は該当年度の定期総会から翌年度の定期総会までの 1 年とする。ただし再任は妨げない。補欠によって就任したもののは前任者の残余の期間とする。
- 第 10 条 会長は本会を代表し会務をつかさどる。副会長は会長を助け会長事故あるときは会務を代行する。
- 第 11 条 会計は総会で決定した予算にもとづき一切の経理を処理し財産を管理する。
- 第 12 条 会計監査は会計事務を監査する。
- 第 13 条 会長は必要に応じ本部役員会を招集し会務を企画しこれを運営委員会に提案することができる。

第 4 章 総 会

- 第 14 条 総会は全会員で構成され本会の最高議決機関である。総会は委任状を含む会員の過半数の出席により成立し、議決は出席会員の過半数による。
2. 大規模災害等の発生により召集が困難な場合は書面等での審議をもって開催し、表決書の提出をもって出席とみなすことができる。
- 第 15 条 総会は会長が招集する。定期総会は原則として年度当初に開催し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。総会議案は、事前に会員に連絡する。
- 第 16 条 次の事項は総会の議決を経なければならない。
1. 会務の承認
 2. 予算決算の承認

3. 会長、副会長、会計、会計監査、書記の決定
4. 会則及び細則の制定、改正、廃止
5. その他重要な会務

第 5 章 運営委員会

- 第 17 条 運営委員会は次の構成員で構成され本会の事業の企画調整に当る。
1. 第 7 条に定められた本部役員
 2. 各事業部の部長ならびに各学年委員長。
- ただし出席できないときは代理を出席させることとする。
3. 必要に応じて教職員の出席を求めることができる。
- 第 18 条 運営委員会は会長が招集する。
- 第 19 条 運営委員会の議決は出席委員の過半数による。

第 6 章 学級会及び学年会

- 第 20 条 学級会および学年会はそれぞれ学級学年 P T A の中で必要な本会の活動を運営する。
- 第 21 条 学級会は各学級 P T A で委員を選出し学級担任職員と協力して運営する。
- 第 22 条 学年委員会はその学年の各学級委員を持って構成し学年の職員と協力して運営する。また互選により学年委員の中から原則委員長 1 名副委員長 2 名を選出する。
- 第 23 条 学年委員長は必要に応じて委員会および学年会を招集し議事を会長に報告する。

第 7 章 事業部委員会

- 第 24 条 本会に次の事業部をおく。
- ① 総務部 ② 広報部 ③ 保育生活部
 - ④ 家庭教育学級部 ⑤ 会計部
2. 総務部は学年委員をもって構成する。
- 第 25 条 事業部は運営委員会で決定した実施事項を執行する。なお必要に応じ特別委員会を設けることができる。
- 第 26 条 事業部の部員は学級より原則 1 名以上、教職員より若干名選出して構成し任期は 1 年とする。
- 第 27 条 事業部は原則部長 1 名、副部長 2 名を各事業部員の互選により選出する。
- 第 28 条 事業部会は部長が招集し、決定事項は運営委員会に報告して承認を得なければならない。

第 8 章 会 計

- 第 29 条 本会の会費は、1 世帯につき、月額 500 円とし毎年 5 月から翌年 2 月までの 10 ヶ月間納入する。
2. 年度の途中に会員が転入出した場合の会費については、転入翌月分より納入し、転出または途中退会にかかる納入済の会費は、会員からの申出により翌月以降分を還付する。
 3. 大規模災害等により活動の休止が見込まれるときは総会の議決により月額または納入期間を減らすことができる。
- 第 30 条 本会の経費は会費、その他収入をもってこれに当てる。
- 第 31 条 会員は隨時、会計書帳簿の閲覧を求めることができる。
- 第 32 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 9 章 会 則

- 第 33 条 本会則は総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。
- 第 34 条 細則については、別にこれを定める。

第 10 章 個人情報の取り扱い

- 第 35 条 本会により会員の個人情報を収集した場合、別に定める市川市立第三中学 P T A 個人情報取扱方針に則り

取り扱う。

付 則 平成31年4月17日 一部改正
令和2年7月3日一部改正